

# 南あわじ市小中学校照明LED化業務 公募型プロポーザル実施要領

令和8年3月

南あわじ市

## 《目次》

1 業務概要	[ 1 ]
2 参加条件	[ 1 ]
3 スケジュール	[ 3 ]
4 質問の受付及び回答	[ 4 ]
5 参加手続き	[ 4 ]
6 企画提案書の提出	[ 5 ]
7 優先交渉権者の選考方法等	[ 5 ]
8 失格事由	[ 6 ]
9 契約に関する事項	[ 7 ]
10 リスク分担	[ 7 ]
11 事務局	[ 8 ]

## 1. 業務概要

### 1) 業務名

南あわじ市小中学校照明LED化業務

### 2) 業務目的

本市では、地球環境に対する未来への責任を果たすために、温室効果ガスの削減を進め、2050年にカーボンニュートラルを達成することを目標としている。

本事業は、南あわじ市小中学校20校の校舎及び体育館の照明器具等をLED照明に交換することで温室効果ガス排出量の削減、消費電力削減に伴う電気代の削減及び維持管理費などの歳出削減を図ることを目的とする。

### 3) 履行場所

南あわじ市内小中学校20校

### 4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで。

### 5) 提案上限額

323,100,000円（諸経費、消費税等含む）

※この金額は、予定価格を示すものではない。

### 6) 支払条件

① 前払金 有

② 部分払 有

※前払金及び部分払の詳細について、仮契約締結前までに優先交渉権者と協議のうえ、決定する。

## 2. 参加条件

本業務は、各施設の既設照明の調査、交換する照明機器の選定と調達、機器の交換工事及び施工管理を行うものである。

プロポーザルへの参加を希望する事業者（以下「参加者」という。）は、上記の業務を行う能力を有する単独企業、または複数の企業（以下「グループ」という。）とする。

### 1) 参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 機器の交換工事を担当する参加者は、「令和8・9・10年度南あわじ市競争入札参加資格者名簿」に「電気工事」で登録された、兵庫県内に本店、支店または営業所等を置くものであること。また、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく電気工事業において特定建設業または一般建設業の許可を有しており、電気工事にかかる主任技術者または監理技術者を専任で配置できること。
- (3) 参加表明書提出期限日から優先交渉権者決定日までに、南あわじ市指名停止基準に

基づく指名停止を受けていない者及びこれに準ずる措置を受けていない者であること。

- (4) 国税・地方税に未納がない者であること。(徴収猶予の扱いを受けている者を除く。)
- (5) 南あわじ市暴力団排除条例（平成25年南あわじ市条例第12号）第2条各号に規定される事業者ではないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続開始の申立て、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更正計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)
- (7) 本プロポーザルに参加しようとする他の提案者と、資本関係や相互に同じ役員が在籍するなどの人間関係が無いこと。

## 2) グループによる応募

- (1) 代表者を1者選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、契約等の諸手続きを行い、それぞれの構成員は、事業の実施について連帯して責任を負うものとする。
- (2) 参加者は、他のグループの構成員となることはできない。
- (3) 参加表明書提出時に、全ての構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。原則として、参加表明書提出後に構成員を変更することはできない。
- (4) グループの構成員は、上記1)に規定する参加者の資格を有すること。ただし、(2)の資格については、工事を担当する者のみとする。

## 3) 参加に関する留意事項

- (1) 参加に要するすべての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は参加者に帰属するが、提出書類は返却しない。なお、提出書類について、参加者に無断で本プロポーザルの目的以外に使用・複製することはないものとする。ただし、南あわじ市情報公開条例（平成17年南あわじ市条例第18号）の規定による請求に基づき、同条例第7条に規定する非開示情報を除き、第三者に開示することができるものとする。
- (3) 提案内容に含まれる特許権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となる意匠、デザイン、施工方法、工事材料等を使用した結果、生じた責任は参加者が負うものとする。
- (4) 市が提供する資料は、本件業務委託にかかる目的以外に使用してはならない。
- (5) 参加者は1つの提案しか行うことはできない。
- (6) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは停止、中止または取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに

要した費用を市に請求することはできない。

### 3. スケジュール

プロポーザルのスケジュールについては以下のとおりとする。

No.	項目	日程
①	公告	令和8年3月26日
②	資料の閲覧および配布期間	令和8年3月26日～令和8年5月15日
③	参加手続きに関する質問書の提出期限	令和8年4月8日
④	参加手続きに関する質問書の回答期限	令和8年4月13日
⑤	参加表明書の提出期限	令和8年4月16日
⑥	参加資格確認通知書の通知及び企画提案書提出の要請	令和8年4月20日
⑦	参加資格がないとした理由の説明要求期間	令和8年4月30日
⑧	企画提案に関する質問書の提出期限	令和8年5月7日
⑨	企画提案に関する質問書の回答期限	令和8年5月12日
⑩	企画提案書の提出期限	令和8年5月15日
⑪	プレゼンテーション及びヒアリング（審査委員会）	令和8年5月25日
⑫	優先交渉権者決定（結果通知）	令和8年5月27日
⑬	非特定理由の説明要求期間	令和8年6月5日
⑭	優先交渉権者への見積依頼	令和8年5月末
⑮	仮契約締結	令和8年6月上旬
⑯	市議会への提案	仮契約締結後の直近の議会
⑰	本契約締結	議案の可決後

※期限を過ぎて提出された書類については、受理しない。

※現地説明会は実施しない。

## 4. 質問の受付及び回答

実施要領等に関する質問については、質問書（様式第10号）を電子メールにて、事務局に提出すること。なお、質問書を送信した場合は、事務局（要領 1 1. 事務局参照）まで必ず受信確認を行うこと。

回答については質問者に対して受付後3日（市の休日を除く。）以内に個別に回答するとともに、市ホームページにすべての質問と回答を掲載する。なお質問に対する回答をもって本実施要領の補完、追加、修正とする。

## 5. 参加手続き

### 1) 参加表明書の提出

参加者は、以下により必要書類等を添えて参加表明書を事務局に提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年4月16日  
※ただし、市の休日を除き、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- (2) 提出方法 持参又は郵送（配達記録が残る方法）
- (3) 提出部数 各書類正本1部（A4サイズにて統一）
- (4) 提出書類 別紙1「参加表明書提出時提出書類一覧」を参照

### 2) 参加資格の適否

前項において提出された書類等について審査・確認を行い、参加資格に適した者であるか否かを決定し、事業者概要書に記載された担当者へ、電子メールにてその結果を通知する。

### 3) 疑義の申し立て

- (1) 参加資格適否の結果に疑義のある非資格者は、参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は任意）にて説明を求める申し立てを行うことができる。
- (2) 申立期間は、通知の日の翌日から起算して7日（市の休日を除く。）以内とする。
- (3) 当該請求を行った者に「参加資格無し」とした理由について申立期限の翌日から起算して原則として3日（市の休日を除く。）以内に回答する。

### 4) 参加手続きについての質問

参加手続きについて質問がある場合、以下の期日までに事務局まで質問書を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年4月8日  
※ただし、市の休日を除き、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

質問書の提出方法や回答については、「要領 4. 質問の受付及び回答」を参照すること。

## 6. 企画提案

### 1) 企画提案書の提出

参加資格を有すると決定通知を受けたものは、下記により企画提案書を事務局に提出すること。なお、企画提案書に記載された内容については、提出後の変更は認めない。

(1) 提出期限 令和8年5月15日

※ただし、市の休日を除き、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 提出方法 持参又は郵送（配達記録が残る方法）

(3) 提出部数 各書類正本1部、副本6部

（A3折込ページの挿入を含めA4サイズにて統一）

(4) 提出書類 別紙2「優先交渉権者の選考に係る提出書類一覧」を参照

### 2) 企画提案についての質問

企画提案について質問がある場合、以下の期日までに事務局まで質問書を提出すること。

(1) 提出期限 令和8年5月7日

※ただし、市の休日を除き、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

質問書の提出方法や回答については、「要領4. 質問の受付及び回答」を参照すること。

## 7. 優先交渉権者の選考方法等

優先交渉権者は、南あわじ市プロポーザル審査委員会条例（平成22年条例第47号）に基づき、南あわじ市小中学校照明LED化業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）において、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「ヒアリング等」という。）による審査を実施し、選定する。また、ヒアリング等は非公開とし、企画提案書の提出者が1者のみであっても実施する。

### 1) ヒアリング等の実施

(1) 実施日 令和8年5月25日

(2) 実施場所 南あわじ市役所

〒656-0492 南あわじ市市善光寺22番地1

(3) 出席者 1つの企画提案につき5名までとする。

(4) 実施内容 企画提案書、提案内容の説明：20分程度、質疑応答：30分程度を予定

(5) 説明資料 あらかじめ提出した企画提案書をもとに説明すること。

(6) 機材等 ヒアリング等で使用するディスプレイや接続ケーブルは本市が用意するが、パソコン等は参加者が用意すること。

- (7) 事前審査 参加者が多数に上る場合は、事前に提出書類による審査を行い、選定された者のみヒアリング等を実施する。

なお、ヒアリング等の実施順については企画提案書の受付順とする。

## 2) 審査基準

企画提案書及びヒアリング等の内容に関する審査項目及び審査基準は、別紙3「審査項目等の概要」のとおりとする。

## 3) 選考方法

審査委員会において、各委員の審査による採点により順位を決定し、最も評価点合計の高いものを優先交渉権者として選考する。

複数の参加者が同点となった場合は、委員による多数決で順位を決定するものとする。同数となった場合は、委員長の決定によるものとする。

別紙3「審査項目等の概要」や見積金額について、以下に記載する基準を1つでも満たさない場合には失格とする。

- ・見積金額が提案上限額を超えない提案であること
- ・各委員の評価点合計が平均60点以上であること

なお、全ての参加者が交渉外順位となった場合は、該当者無しとする。

## 4) 選考結果

選考結果については、各参加者へ書面による通知を行い、仮契約締結後に市ホームページに契約者の名称と評価点合計を掲載する。ただし、グループによる応募の場合は、書面通知は代表者のみに行う。なお、選考の過程は非公開とする。

# 8. 失格事由

次に掲げる事由に該当するときは、本プロポーザルに係る資格を失うものとする。

- (1) 定められた期限内に企画提案書等必要書類（以下「必要書類」という。）が提出されなかったとき、又は辞退の申し出があったとき。
- (2) 参加者が、参加条件を満たさなくなったとき。
- (3) 必要書類の内容が、仕様書に定めた条件を満たしていないと認められるとき。
- (4) 必要書類の記載内容に著しい不備があるとき、又は不正若しくは虚偽の記載があると認められるとき。
- (5) 審査委員会委員への接触や他の参加者との謀議などにより、審査及び審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正もしくは悪質な行為を行ったとき。
- (6) ヒアリング等に、正当な理由なく欠席したとき。
- (7) その他、著しく信義に反する行為があったとき。

## 9. 契約に関する事項

### (1) 契約の締結

#### ① 仮契約の締結

市は、企画提案書およびプレゼンテーションでの質疑応答内容を踏まえ、優先交渉権者と仕様確認等の協議を行ったうえで、優先交渉権者から見積書を徴取し、仮契約を締結するものとする。ただし、徴取した見積書の金額が提案上限額を超える場合もしくは企画提案書の見積金額より著しく増額となる場合は仮契約を締結しないものとする。

#### ② 本契約の締結

仮契約の締結後、市議会により関連議案が可決されたとき本契約を締結するものとする。

#### ③ 仮契約の失効

市議会において、関連議案が否決されたときは、仮契約を失効する。この場合、市が指定する方法により、事業者は速やかに必要な手続きを行うこととする。

(2) 企画提案事業を進めるにあたり、各種法令等の規定、本実施要領を遵守するとともに、事業実施に必要な許認可等の手続きは、事業者自らの責任と負担において行うこととする。

(3) 優先交渉権者との協議が整わなかった場合は、審査により順位付けられた次点の事業者と協議を行うものとする。

(4) 契約書は市が用意した契約書様式を使用する。

(5) 契約保証金として、本契約の締結前までに契約金額の10分の1以上の額を納付すること。ただし、南あわじ市契約規則（平成17年南あわじ市規則第39号。以下「契約規則」という。）第27条第1項各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することができるものとする。

(6) 委託料は、本業務の完了検査後、請求に基づいて支払うものとする。

(7) その他の契約条件は、契約規則及び南あわじ市入札・契約事務取扱要領の定めるところによるものとする。

## 10. リスク分担

予想されるリスクの分担については、別紙4「予想されるリスクと責任分担」のとおりとする。なお、記載のない事項が発生した際には、別途協議を行うものとする。

## 11. 事務局

南あわじ市教育委員会 教育総務課

〒656-0492

兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1

電話番号 0799-43-5230

FAX番号 0799-43-5330

電子メールアドレス [kyouiku\\_soumu@city.minamiawaji.hyogo.jp](mailto:kyouiku_soumu@city.minamiawaji.hyogo.jp)

## 別紙1 参加表明書提出時提出書類一覧

提出書類等	部数
①参加表明書（様式第1号）	正本1部
②グループ構成調書（様式第2号）（グループの場合のみ）	正本1部
③事業者概要書（様式第3号）	正本1部
④協定書（様式第4号）（グループの場合のみ）	正本1部
⑤委任状（様式第5号）（グループの場合のみ）	正本1部
⑥同種・類似業務実績調書（様式第6号） ※令和3年4月1日以降に実施したものを対象とする。 ※調書に記載した業務の契約書写しを添付すること。 ※同種とは学校施設における照明LED化業務（リース含む）、類似とは公共施設における照明LED化業務（リース含む）とする。 ※実績がない場合は、白紙で提出すること。	正本1部
⑦納税証明書 ア) 国税 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納のない証明 イ) 地方税 南あわじ市税に係る完納証明書（納期限が到来している南あわじ市税に未納の税額がないことを証明するもの。） ※地方税については、本店又は委任を受けた支店等の営業所が南あわじ市にある場合のみ。 ※最新の納税証明書で納期が未到来の場合は、納期到来分の未納の無い証明でも可。	正本1部
⑧履歴事項全部証明書の写し（入札参加資格者名簿に未登録の場合）	正本1部
⑨印鑑証明書（入札参加資格者名簿に未登録の場合）	正本1部
⑩使用印鑑届（入札参加資格者名簿に未登録の場合）	正本1部
⑪委任状（入札参加資格者名簿に未登録の場合） ※支店等に本プロポーザルに関する行為を委任する場合。	正本1部

※各種証明書については、発行後3か月以内のものとする。

※上記①から⑪までの書類を1セットとし、正本1部を提出すること。また、インデックス等により見やすいように調製すること。

## 別紙 2 優先交渉権者の選考に係る提出書類一覧

提出書類等	部数
①企画提案書（様式第7号）	正本1部、副本6部
②グループ構成調書（参加表明書添付資料再添付）	副本7部
③事業者概要書（参加表明書添付資料再添付）	副本7部
④同種・類似業務実績調書（参加表明書添付資料再添付）	副本7部
⑤配置予定技術者経歴調書（様式第8号）	正本1部、副本6部
⑥提案内容の説明資料（任意様式） ※業務の実施体制や想定されるスケジュール、地元業者の利活用等について記載すること。	正本1部、副本6部
⑦見積書（様式第9号） ※提案内容の総額（税込）を記載すること。 ※金額は、円単位でアラビア数字を用いて記入し、最初の数字の前に「¥」を記入すること。	正本1部、副本6部
⑧見積書内訳（任意様式）	正本1部、副本6部

※上記①から⑧までの書類を1セットとし、A4ファイル（A3折込ページの挿入は可とします）にて提出すること。また、インデックス等により見やすいように調製すること。

※提出書類一式を記録した電子媒体（CD又はDVD）を1部提出すること。

※電子データについては、PDF形式で提出すること。

### 別紙3 審査項目等の概要

審査項目	審査内容	配点
①同種・類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校施設、公共施設における照明LED化業務の実績があるか。</li> </ul> ※同種業務1件あたり2点、類似業務1件当たり1点	10
②施工計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆事業実施のためのスケジュールが明確になっているか。</li> <li>◆現場調査や施工時の安全対策が十分に図られているか。</li> <li>◆適切な技術者が配置されているか。</li> <li>◆学校施設の運営に与える影響を最小限とするような計画となっているか。</li> </ul>	30
③地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市内・島内の事業者を活用する計画となっているか。</li> <li>◆市内において、地域貢献活動等の実績や計画はあるか。</li> </ul>	20
④その他の提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆仕様書に記載されていない内容で、有効な提案がなされているか。</li> </ul>	20
⑤価格	提案された見積金額の最低値／見積金額×8+12 (小数点第3位四捨五入)	20
評価点合計		100

※実績、価格以外については、「極めて良好」「良好」「普通」「やや不十分」「不十分」の5段階で評価を行う。

別紙4 予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスクの内容	配点	
			発注者	受注者
共通事項	実施要領の誤り	実施要領の記載事項に重大な誤りがある場合	○	
	事業提案の誤り	提案内容に達成できないものがある場合		○
	第三者への賠償	調査・工事等により第三者に損害が生じた場合		○
	安全性の確保	調査・工事等における安全性の確保		○
	環境の保全	調査・工事等における環境の保全		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	協議	
	保険	調査・工事等に係る保険		○
	事業の中止・延期	発注者の責によるもの	○	
		受注者の責によるもの		○
不可抗力	天災等による事業の変更・中止・延期	協議		
調査	変更	発注者の指示・判断によるもの	○	
		受注者の指示・判断によるもの		○
工事	用地の確保	資材置き場、現場事務所等の確保		○
	内容変更	発注者の指示・判断によるもの	○	
		受注者の指示・判断によるもの		○
	工事遅延・未完	発注者の責によるもの	○	
		受注者の責によるもの		○
	工事費増	発注者の責によるもの	○	
		受注者の責によるもの		○
	性能	仕様不適合（施工不良含む）		○
施設損傷および障害	工事に起因する各施設の損傷および障害		○	
支払	支払	発注者に起因する支払の遅延・不能	○	
		受注者に起因する支払の遅延・不能		○